

平成二十六年十月二十八日受領
答 弁 第 三 五 号

内閣衆質一八七第三五号

平成二十六年十月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員辻元清美君提出河野官房長官談話の作成過程に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員辻元清美君提出河野官房長官談話の作成過程に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの事実関係は、参議院議員吉田忠智君提出安倍内閣の基本姿勢に関する質問に対する答弁書（平成二十六年十月二十四日内閣参質一八七第二七号）十一の1についてでお答えしたものと同じである。

二について

お尋ねについては、「慰安婦問題を巡る日韓間のやりとりの経緯」（平成二十六年六月二十日河野談話作成過程等に関する検討チーム報告。以下「報告書」という。）に記載されているとおり、政府は、「関係省庁における関連文書の調査、米国立公文書館等での文献調査、さらには軍関係者や慰安所経営者等各方面への聞き取り調査や挺対協の証言集の分析等の一連の調査を通じて得られた」事実関係を基に、元慰安婦からの「聞き取り調査終了前に既に談話の原案が作成されていた」ことを確認している。

三について

お尋ねについては、報告書に記載されているとおり、政府は、日本側が「いわゆる「強制連行」は確認できないという認識に立ち、それまでに行った調査を踏まえた事実関係を歪めることのない範囲で、韓国

政府の意向・要望について受け入れられるものは受け入れ、受け入れられないものは拒否する姿勢で、河野談話の文言を巡る韓国側との調整に臨んだ」ことを確認している。